

山中大火復興土地区画整理事業の特徴 —旧都市計画法適用前の復興検討プロセス—

大沢 昌玄¹・岸井 隆幸²・三友 奈々³

¹正会員 日本大学准教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8）
E-mail:moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp

²フェロー会員 日本大学教授 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8）
E-mail:kishii@civil.cst.nihon-u.ac.jp

³正会員 日本大学助教 理工学部土木工学科（〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台1-8）
E-mail:mitomo@civil.cst.nihon-u.ac.jp

我が国では、都市の多くはこれまで幾度の自然災害に見舞われ、その都度土地区画整理事業を用いて復興が行われている。災害復興都市の規模も、東京や横浜、神戸などのような大都市を襲った地震災害のみならず、鳥取や新潟などの県庁所在地レベルから、町といった小都市を襲った市街地大火からも、復興土地区画整理事業が行われてきた。その中でも石川県山中町（現在の加賀市山中町）は、昭和6年（1931年）5月7日に町を襲った大火からの復興を土地区画整理事業を用いて成し遂げた。当時、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業は旧都市計画法適用地域である必要があったが、町は適用外であった。そのため、山中町における復興には大きな困難が伴ったが、町において独自に区画整理条例を定めて復興土地区画整理事業を開始した。その後、町に旧都市計画法が適用できるよう法改正されたのを契機に、法に基づく土地区画整理事業に移行し、換地処分を行った特徴的な事例となった。

そこで本研究は、山中大火復興土地区画整理事業の復興プロセスについて、明らかにする。

Key Words : *Rehabilitation Land Readjustment Project, Yamanaka Town, Great Fire, Old City Planning Law*

1. はじめに

(1) 研究背景と目的

我が国では、都市の多くはこれまで幾度の自然災害に見舞われ、その都度土地区画整理事業を用いて復興が行われている。災害復興都市の規模も、東京や横浜、神戸などのような大都市を襲った地震災害のみならず、鳥取や新潟などの県庁所在地レベルから、町といった小都市を襲った市街地大火からも、復興土地区画整理事業が行われてきた。その中でも石川県山中町（現在の加賀市山中町）は、昭和6年（1931年）5月7日に町を襲った大火からの復興を土地区画整理事業を用いて成し遂げた。当時、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業は旧都市計画法適用地域である必要があったが、町は適用外であった。そのため、山中町における復興には大きな困難が伴ったが、町において独自に区画整理条例を定めて復興土地区画整理事業を開始した。その後、町に旧都市計画法が適用できるよう法改正されたのを契機に、法に基づく

土地区画整理事業に移行し、換地処分を行った特徴的な事例となった。

そこで本研究は、山中大火復興土地区画整理事業の復興プロセスについて、①復興計画思想、②復興事業手法の選定、③復興事業に関与した技術者の観点から明らかにする。そして、旧都市計画法適用以前であったにもかかわらず、土地区画整理事業を進めた背景について考察することとする。

災害復興土地区画整理事業に関しては、関東大震災^①、戦災^②、阪神・淡路大震災^③など大規模災害に対するものや、土地区画整理制度史^④の観点からのものは確認できた。十 ha 台のものに関しては、戦後の酒田^⑤、熱海^⑥、飯田^⑦の大火復興の研究や、戦前の静岡大火^⑧の復興は確認できたが、山中大火に関するものは見当たらなかった。

また、災害復興土地区画整理事業を含む明治期から現在までの研究として、越澤明の「復興計画」^⑨がある。その中でも、山中町では旧都市計画法適用前に、町条例

によって区画整理を実施したことが明らかにされているが、山中大火復興の詳細な事業内容とプロセスについては述べられていない。

(2) 研究方法

本研究を進めるに当たり、山中大火復興について詳細に記録している「復興の山中温泉」（山中町・昭和10年（1935年）発行）を用いることとする。「山中町史」（山中町・昭和34年（1959年）発行）でも、大火復興について「復興の足どりについては、山中町発行の「復興の山中温泉」に詳しいので、ここではそれを繰り返さないが」と記述されており、「復興の山中温泉」を一次資料として用い、本研究の骨格に据えることとする。

また、補完資料としては前述の「山中町史」の他、山中大火復興と同時期に近隣で行われた石川県下における災害復興土地区画整理事業を把握するため、「石川の土木建築史」（石川県・平成元年（1989年）発行）、「小松市制50周年記念誌」（小松市・平成3年（1991年）発行）、「大聖寺町史」（大聖寺地区まちづくり推進協議会・平成25年（2013年）発行）の資料を用いることとする。

2. 山中大火の発災と復興

(1) 山中温泉の地理的状況と昭和6年の大火

山中温泉は、山間部の河岸段丘に位置し、大聖寺川河床から10m高い所に位置している。市街地は狭く、そこに家屋が密集し、さらに前述のように河床が低いことから、上水道の便が悪く、井戸に頼らざるを得ず、発生した火災に対して脆弱な構造であった。また、3～5月頃はフェーン現象が発生し火災の危険性が高かった。



写真-1 山中大火の状況

「山中町史」に収録されている災害記録を見ても、火災による被害が多数記録されているが、昭和6年（1931

年）5月7日午前2時20分に発生した火災は、近代では最も被害が大きかった。午前6時30分までに、役場、小学校、銀行、共同浴場、寺院、工場、旅館、商店等809戸焼失し、全町の大半が罹災、温泉地は焦土と化してしまった（写真-1）。こうした被害を拡大した背景には、道路幅員が狭く複雑に入り乱れ、密集市街地であったことが指摘されている。

(2) 復興計画思想

町会、区長会などによる協議会で議論を行った結果、単に従来ある道路のまま、もしくはその拡張や焼失家屋をそのまま再建するのでは無意味であるとし、町百年の大計を立てることとした。その背景には、焼失区域は家屋が密集しており、道路幅員2.7m（9尺）が大半で、県道も5.5m未満（3間）であり、体系的ではなく袋小路もあり大きな課題であった（図-1 上段）。そのため、復旧ではなく復興という概念で計画が進み、それを実現化させるためには土地区画整理事業が必要であるとの結論に至った。

山中町は、大火からの復興に際して、城崎温泉の復興を視察したという。城崎温泉は、大正14年（1925年）5月23日に発生した北但馬地震（M6.8, 最大震度6）により壊滅的な被害（火災による焼失）を受け、耕地整理法に基づく耕地整理により復興を遂げていた（城崎温泉の復興プロセスについては、越山健治・室崎益輝「災害復興計画における都市計画と事業進展状況に関する研究 - 北但馬地震（1925）における城崎町、豊岡町の事例 -」都市計画論文集 No.33, 1999年に述べられている）。そこで、温泉地復興の先行事例である城崎温泉の状況を視察し、復興計画の一助としたことが考えられる。

また、復興に際して表-1に示すように、大阪朝日新聞や北國新聞主催の復興座談会が開かれ、町有力者や関係機関との座談会が復興計画思想に影響を与えていることが考えられる。

街路網の設計については、開催発生から13日後の5月20日に内務省技師の榎木寛之が山中町に行き、街路網計画を樹立しており、復興の骨格となる街路網は榎木寛之の思想が反映されたと推察される。榎木寛之は「復興の山中温泉」の序文（巻頭言）を寄稿しており、その中で山中温泉を「天然の環境が幽玄である土地に深みがある」「山水の趣と市街地を形造る広さとが兼ね備わって居る所は他に類がない」と評している。復興をするにしても元の通りの宿場町のようにしてはならないと述べた上で、「天然の美に人工の近代色を加えた町を作り上げたい」としており、天然美と人工的近代色を融合させた設計思想であったことが考えられる。

なお、火災からの脆弱な都市構造を打開する上で、土

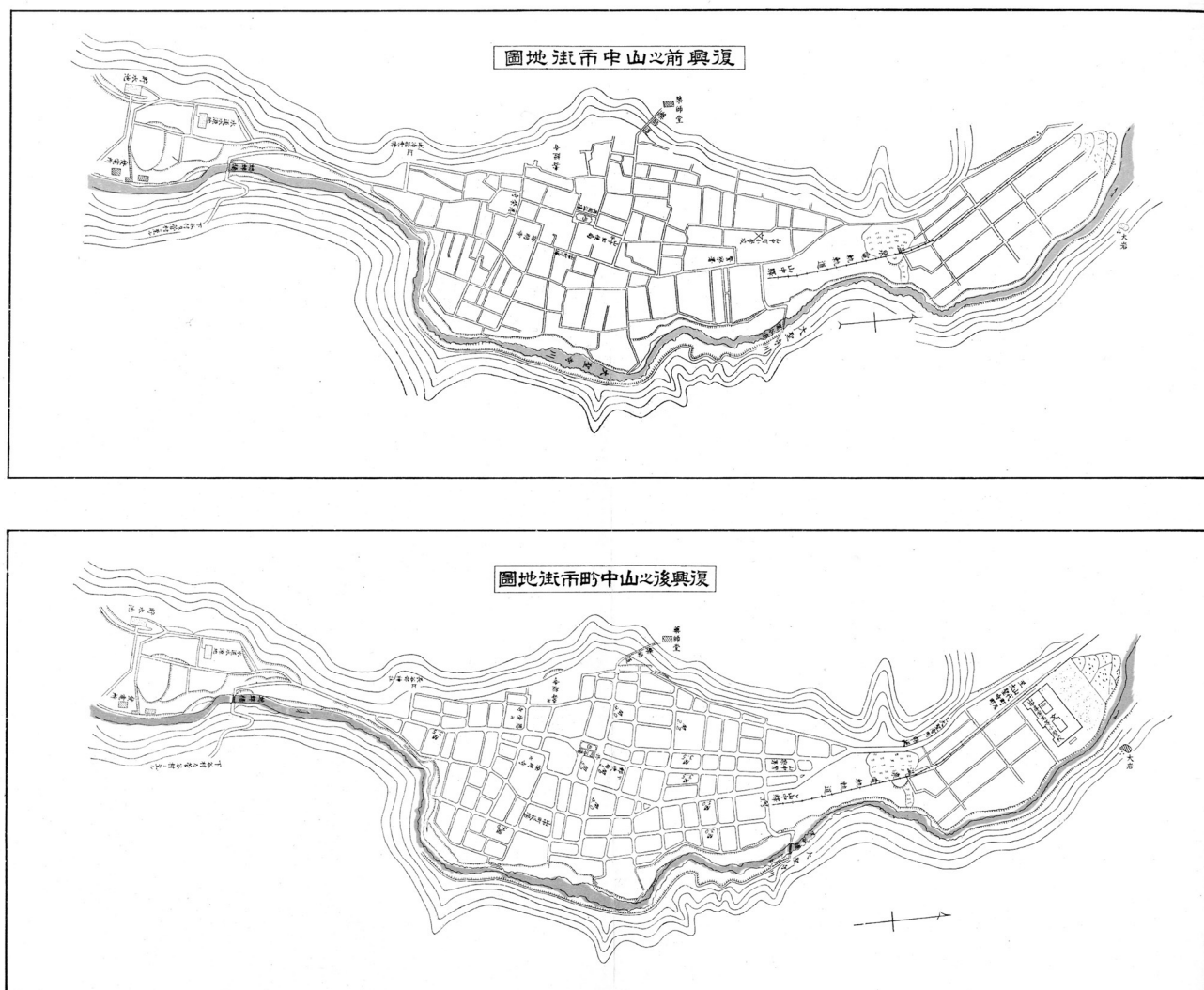


図-1 山中大火復興土地区画整理事業 整理前後図（上段：整理前，下段：整理後）

表-1 復興プロセス

年月日	事項
昭和6年 5月 7日	AM2:20 出火
10日	市街地建築物法の施行を内務大臣に申請 都市計画石川地方委員会：平面図作成のため実測開始
11日	町有力者を集め復興座談会開催 (大阪朝日新聞金沢通信局主催)
12日	県、鉄道、町、各関係団体等有力者を集め復興座談会開催 (北国新聞社主催)
20日	街路網基本計画決定のため内務省都市計画課榎木技師来町
6月 10日	市街地建築物法施行指令
15日	実測平面図完成
7月 29日	県より中谷内務部長、大石土木課長等来町、 土地区画整理推奨のための町会協議会
8月 25日	区画整理条例 議決
28日	第1回建築線指定(県告示：その後2回にわたり部分的変更有)
9月 1日	復興委員会、区長会合同区画整理協議会開催 (県中谷内務部長、大石土木部長、加藤都市計画技師等も臨席)
2日	地主会開催
11月 10日	県より換地原案の交付、換地事務の開始
昭和8年 5月 4日	県経由で内務大臣あて都市計画法施行申請
29日	都市計画法適用を予定し、町会協議会を開き、換地その他の 残務整理のための新たな土地区画整理組合設定に内定
8月 21日	山中町に都市計画法適用
昭和10年 1月 17日	都市計画法第12条により山中町土地区画整理組合 設立認可書類を県知事に提出
2月 25日	県知事が内務大臣に申請書類提出
4月 17日	山中町土地区画整理組合設計、内務省より正式認可

地区画整理事業により狹隘道路の方針を据えたが、消火活動の元となる水道についても復興の大事業として据えられた。そのため、昭和10年(1935年)より水道事業の計画立案がスタートし、昭和12年(1937年)4月工事着工、昭和14年(1939年)6月竣工した。

(3) 復興プロセス及び復興事業手法の検討

復興プロセスについてまとめたものを表-1に示す。

被災後すぐに焼失区域の測量を開始し、約1ヶ月で1/600実測平面図を作成させた。復興計画を検討し樹立する上でも、平面図の存在の重要性をうかがい知ることができる。

また、被災直後に市街地建築物法の施行を申請し、復興への取り組みが始まった。この間に、復興座談会や内務省都市計画課、石川県の協力を得て復興計画を樹立し、被災から3ヶ月経たないうちの8月28日、建築線指定及び計画街路の告示による復興計画の担保を得た。この建築線の指定は、後述する区画整理条例の3日後であり、町独自の区画整理を行う上での街路網及び街区の担保であ

ったとも考えられる。

復興を実現するに当たり、土地区画整理事業による復興は、旧都市計画法適用外であるため、土地区画整理事業の実施は不可能であった。耕地整理法による耕地整理により復興を実施しようとしたが、市街地であるが故に耕地整理法の適用も農林省より拒否されたという。耕地整理法適用の拒否は、山中町にとって想定外であったとも考えられる。城崎温泉の復興は、耕地整理法による耕地整理組合で行われていることから、耕地整理法の適用は可能ではないかとも思料したと考えられる。「復興の山中温泉」には「一時は進退全く谷まらうとした」と述べられており、混迷の状況をうかがい知ることができる。

榎木寛之は、「復興の山中温泉」の中で、「当時は都市計画法が町村には施行せられず復興事業を助けてゆく法制の力が全然行はれない」「山中町復興事業はとく角やることにしてやつて見るだけだとするより外に道がなかった」と述べており、法的担保がなくても兎に角進めるはかなかった状況が読み取れる。

旧都市計画法の土地区画整理事業もしくは耕地整理法の耕地整理でなければ、例え任意に区画の改変、土地の移転を行ったとしても、権利義務の担保が得られない。そこで、石川県と山中町で検討した結果、やむを得ず昭和6年（1931年）8月25日「山中町区画整理条例」「山中町区画整理条例細則」を制定し、さらに土地所有者の同意書をもって土地区画整理事業を実施することとした。山中町区画整理条例は、第1条目的、第2条区画整理施行のための事項、第3条区画整理施行区域、第4条計画設計の実施方法、第5条建物工作物移転、第6条換地設計、第7条臨時区画整理委員会、第8条委員の任期、第9条委員の役務、第10条本条例に細則の全10条で構成されている。この条例制定と土地所有者からの同意書を担保とし、さらに道路については市街地建築物法による建築線の指定により担保し、復興土地区画整理事業を進めたことが、山中大火復興の最大の特徴であると言える。

同年11月には、県より換地予定設計原図の交付を受け、移転及び工事に着手した。換地545筆に対する清算及び登記（換地処分）については問題として残ったが、昭和8年（1933年）8月の都市計画法の改正により、町でも都市計画法が適用可能となったことから、清算及び登記業務は旧都市計画法に基づく土地区画整理事業、具体には12条組合施行により実施することとなった。

このように、法的根拠がないまま、条例と土地所有者同意書でスタートしたという、ある意味見切り発車であったが、最終的には旧都市計画法の改正により法的根拠をもって事業を終了することができた。この状況を踏まえると、旧都市計画法の改正に山中町の実情が考慮されたとも考えられ、さらに実情を踏まえ法改正への強い要望があったことも想像される。

(4) 復興事業計画

土地区画整理事業面積は、14.6haであり（表-2）、昭和10年（1935年）5月に認可を受け、同年10月に換地処分を迎えている。平均減歩率は13.0%であった。過小宅地が多いことから、減歩緩和の方策を検討し、土地所有者からの提供、山中小学校（1500坪：1,950m²）の移転等を検討したが、土地評価の関係から、小学校は500坪（1,650m²）程度にしかならず、換地設計は困難を伴ったという。特に、区画整理の根拠が町条例であったが、官民の連携により進めることができたという。「山中町史」によると、この換地設計の推進には、主任技術者の金山嘉八郎の功績が大きいという。

土地区画整理前後の面積を見ると（表-2）、道路率が全体の12%から24%へと倍になっている。それを示すように、幅員は県道が5.5m未満であったものが、最低で6.4mとなり大幅に改善されている。町道の幅員の平均は4.9mであり、県道、町道あわせて幅員が平均5.3mと、整理前の2.7mより大幅に改善されている（表-3、図-1）。

表-2 土地区画整理前後の面積

	整理前		整理後	
	面積(ha)	%	面積(ha)	%
宅地	12.8	88%	11.1	76%
公共用地	1.8	12%	3.5	24%
合計	14.6	100%	14.6	100%

表-3 計画街路設計

種別	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)	延長(m)
県道	9.1	758	6.4	98
町道	12.4	21	5.5	1,851
	9.1	132	4.6	100
	7.6	25	4.0	1,329
	7.3	240	3.6	218
	6.4	875	2.7	1,071

表-4 標準街区規模

標準街区	最低(m)	最大(m)	標準街区	最低(m ²)	最大(m ²)
短辺	18	55	面積	264	4,620
長辺	36	109		平均	1,320

標準街区規模は、表-4に示す通りであるが、昭和8年（1933年）の土地区画整理設計標準では、住居地内で長辺が80～200m、商業地で80～130mとされ、それに比べても、山中大火復興土地区画整理事業の街区規模は小さかったことが分かる。

表-5 土地区画整理事業の資金計画

支出	金額(円)	構成比	収入	金額(円)	構成比
工事費	40,086	38%	寄付金	22,490	21%
補償費	31,733	30%	補助金	20,901	20%
事務費	30,556	29%	町債	61,864	59%
会議費	2,880	3%			
合計	105,255	100%	合計	105,255	100%

資金計画では、10.5万円の支出に対し、寄付金、補助金、町債で賄っている（表-5）。全体の79%は公的資金であり、残りの寄付金については、誰からの寄付金なのか確認することはできなかった。

(5) 復興事業に関与した人物

復興事業に携わった人物のうち、「復興の山中温泉」に収録されている当時の内務省と石川県、都市計画地方委員会について示す（表-6）。

表-6 復興に関与した人物（土木系・都市計画系）

内務省	都市計画課長	松村光麿
		前任 飯沼一省
		前任 大島辰次郎
石川県	都市計画課主任技師 榎木寛之	
	土木課長	杉山宗次郎
		前任 大石巖
	都市計画石川地方委員会	技師 加藤弥太郎
		技手 地島幸次郎

収録されている内容からも内務省の関与が大きいことがうかがえる。

飯沼一省の前任であった大島辰次郎の功績も実は大きいと言われている。榎木寛之は「復興の山中温泉」の巻頭言の中で「内務省では当時的大臣官房都市計画課長大島辰次郎氏の決意に基づいて改造案の設計に着手したのは災後間もない頃であった」と述べており、このことから、大島辰次郎が果たした役割は大きいと考えられる。大島辰次郎は、山中大火発生時の都市計画課長である。大島辰次郎の経歴について、表-7に示す。大島辰次郎は書記官であったが、都市土木との関係が実は深い。このことは、榎木寛之が「大島辰次郎君追悼録」（発起人には、飯沼一省も名を連ねてる）に寄稿した「大島さんの思い出」の中で述べている。父の大島仙蔵は、明治15年（1882年）に工部大学校を卒業し、山陽鉄道創業を始め技術長として、外国帰りの新進技術家として活躍したが、事故によりこの世を去ってしまい、武笠清太郎（大島辰次郎母方の実家）により育てられたとのことであった。武笠清太郎は、東京帝国大学工科大学土木工学科を明治19年（1886年）に卒業し、明治44年（1911年）より東京

帝国大学工科教授として鉄道分野で活躍した。

表-7 大島辰次郎氏の経歴

明治25年2月6日	大島仙蔵氏の次男として神戸に生まれる 母は、江州藩士武笠氏
大正5年10月	文官高等試験合格
大正6年3月	東京帝国大学法科大学政治学科卒業
大正6年5月	任内務属
大正15年7月	復興局書記官 整地部庶務課長
昭和2年4月	内務省書記官 大臣秘書官大臣官房文書課長
昭和4年12月4日	衛生局医務課長兼務
昭和6年4月23日	大臣官房都市計画課長 大臣官房文書課兼務
昭和6年12月18日	内務省衛生局長
昭和7年2月13日	都市計画中央委員会委員
昭和9年10月30日	依願免本官
昭和11年4月11日	逝去

飯沼一省は、東京都長官も務め都市計画中央審議会の会長も務めた、都市計画の大家である。山中温泉への思いについては、「復興の山中温泉」の巻頭言に寄稿しており、その中で「山中町が大火だと聞いた時頭の中にはすぐあの狭い曲がりくねった通路が浮んだ。焼跡にまた元の儘の市街地が出来上がるのかと思った。残念なことだとおもった。当時都市計画法は市でなければ之を適用し得なかったからである」と述べている。なお、飯沼一省は昭和6年（1931年）12月～昭和9年（1934年）7月まで都市計画課長⁽¹⁰⁾であり、昭和8年（1933年）3月の旧都市計画法改正（適用都市を町村まで拡大）時の都市計画課長であった。

榎木寛之は、東京帝国大学工科大学土木工学科を大正5年（1916年）7月に卒業し、内務省技師として活躍した。山中大火発生直後に、山中町へ派遣され、街路網を樹立するなど、山中大火と非常に深い関わりを持った技術者であった。昭和5年（1930年）から昭和27年（1952年）まで東京帝国大学工学部の講師として、都市計画を担当した。

土木課長の杉山宗次郎（東大土木同窓会・会員名簿には宗治郎）は、東京帝国大学工科大学土木工学科を大正6年（1917年）7月に卒業し、同窓には宮本武之輔がいる。石川県土木課長以後は、大阪土木部長を経て長崎県知事を歴任していることが確認できる。前任の大石巖は、東京帝国大学工科大学土木工学科を大正4年（1915年）7月に卒業し、同窓には内海清温、山崎匡輔がいた。石川県土木課長以後は、福島県土木課長、岩手県土木部長を歴任したことが確認できる。

(6) 現在の山中温泉と大火の後世への継承状況

現在、山中温泉には昭和6年（1917年）の大火の状況と復興を示す看板や当時使われた消防ポンプ（手挽きガ

ソリンポンプ車) が展示されるなど、現在に大火を継承することが行われている(写真-2)。これらは、近年新たに整備された「山中温泉ゆげ街道」(平成16年度都市景観大賞「美しいまちなみ賞」受賞)の一角に設置されており、大火を後世に伝承させる取り組みが積極的に展開されていることがうかがい知ることができる。



写真-2 山中大火を継承する看板

3. 石川県の災害復興土地区画整理事業

石川県下では、昭和2年(1927年)4月27日に発生した金沢市の彦三大火からの復興に土地区画整理事業が用いられた。これは、石川県下で初めて行われた旧都市計画法に基づく土地区画整理事業であった。彦三大火時には、金沢市は既に旧都市計画法の適用都市であった。

山中大火復興の後、小松町(現在の小松市)、大聖寺町(現在の加賀市)においても、市街地大火後に土地区画整理事業を用いて復興が行われている。土地区画整理事業の名著と呼ばれる「土地区画整理の歴史と法制」(小栗忠七・昭和10年(1935年))は、全国の土地区画整理事業実施状況が収録されており、山中、小松、大聖寺の3つの災害復興土地区画整理事業を表-8に示す。山中大火復興に土地区画整理事業を用いたことが契機とな

り、近隣他都市にも復興の手法として技術移転した可能性が考えられる。今後は、小松、大聖寺の大火復興土地区画整理事業について解明を予定している。

表-8 近隣の災害復興土地区画整理事業

都市計画区域	山中	小松	大聖寺
大火発生日	S6.5.7	S7.10.22	S9.9.9
焼失面積(ha)		35.5	19.8
全半焼失戸数	809	1,203	402
区画整理地区数	1	1	1
区画整理事業認可日	S10.5.3	S9.12.28	S10.4.11
施行者	組合	組合	組合
地区面積(ha)	(前) 14.6 (後) 14.6	1.4 1.4	19.1 20.0
国有地面積(ha)	(前) 1.8 (後) 3.5	0.2 0.3	3.0 3.9
国有地面積率	(前) 12.5% (後) 23.9%	12.6% 22.4%	16.0% 19.4%
民有地面積(ha)	(前) 12.8 (後) 11.1	1.2 1.1	16.0 16.1
民有地減歩率	13.2%	11.3%	5.0%

4. まとめ

本研究で得られた知見を下記にまとめる。

- 山中町は、被災時は都市計画法適用区域外であったため、旧都市計画法を根拠とする土地区画整理事業は実施できない状況であった。そのため、耕地整理法に基づく耕地整理で実施しようと検討したが、農水省が難色を示していたことがわかった。山中町が復興の際に視察した北但馬地震からの城崎温泉の復興は耕地整理で行われており、それに対して山中温泉が耕地整理法による耕地整理が実施できない明確な理由は確認することができなかった。
- 旧都市計画法適用以前であったにもかかわらず、被災直後に当時の内務省都市計画課主任技師の榎木寛之が入り、復興街路網を樹立するなど、内務省本省が山中大火復興に力を入れていたことがわかった。「復興の山中温泉」にも、序文(巻頭言)に都市計画課長の飯沼一省、主任技師の榎木寛之が寄稿されており、復興に大きくかかわっていたことがわかる。
- 旧都市計画法の適用以前であったため、町独自で「山中町区画整理条例」を制定し、土地所有者から同意書を取って旧都市計画法適用まで運用した特異な復興のスタートであった。また、市街地建

築物法を適用し、建築線で街路網、街区を担保していた。換地処分などの権利変更に関する法的根拠は条例には持たないため、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業を実施せざるを得なかったが、昭和8年（1933年）に旧都市計画法が改正され、町にも適用と可能となったことから、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業実施可能となり、組合施行による事業を実施した。

- (d) 大火後の設計方針は、復旧ではなく復興をめざし、道路面積拡大など災害から強いまちを目指しただけでなく、天然の美に人工の近代色を加えた温泉街を目指した。復興に際しては、城崎温泉の復興状況も視察に行ったことも判明した。復興土地区画整理事業により整備され創出された、公共空間と宅地は現在に継承され、さらに山中大火を今に継承する展示物が街の中に点在している。

5. 今後の課題

本研究により、これまで解明されていなかった山中大火後の復興プロセスについて、復興事業手法の土地区画整理事業を中心に確認できた。

山中大火の復興においては、地元及び内務省、県の関係者の熱き思いによって復興が成し遂げられ、復興事業手法が定まらない段階でも知恵を絞り、事業が実施されていた。今後は、まず山中大火復興に携わった人物についてさらに詳細に調べていく。また前述のように、山中大火復興以後行われた、小松、大聖寺の災害復興土地区画整理事業の事態を把握するとともに、山代町（現在の加賀市）でも復興土地区画整理事業が行われたことから、あわせて実態を詳細に確認する。さらに、山中大火復興土地区画整理事業完成後、現在に至るまでの山中温泉の空間変容を明らかにし、山中大火復興が現在に与えた影響について解明することを予定している。

補注

- (1) 大沢昌玄、岸井隆幸：関東大震災復興土地区画整理事業における土地先買いと換地を活用した鉄道用地創出，日本都市計画学会都市計画論文集No.42-3，pp.307-312，2007。
- (2) 中島伸：東京都戦災復興区画整理事業における市街化計画からみた計画実態に関する研究，日本都市計画学会都

市計画論文集No.44-3，pp.811-816，2009

- (3) 岸幸生，小泉秀樹，渡辺俊一：阪神淡路大震災復興区画整理事業における「2段階都市計画決定方式」の問題点と有効性に関する一考察 -神戸市松本地区・森南地区と尼崎市築地地区を対象として-，日本都市計画学会都市計画論文集No.32，pp.757-762，1997。
- (4) 築瀬範彦：災害復興のための土地区画整理の形成過程に関する制度史的考察，土木学会土木史研究講演集Vol.32，pp.59-66，2012。
- (5) 手塚慶太，天野光一：酒田大火からの復興事業遂行プロセスに関する研究，土木学会土木史研究 Vol.19，1999。
- (6) 小森谷奈月，饗庭伸：戦後の大火復興土地区画整理事業に見る都市の空間特性：飯田大火、熱海大火、酒田大火を比較して，日本建築学会，pp.1043-1044，2013。
- (7) 山浦直人，伊東孝，伊東孝祐，大沢昌玄：昭和22年飯田大火と復興計画，土木学会土木史研究講演集Vol.33，pp.23-31，2013。
- (8) 田中傑：1940-60年代の静岡市中心部の再形成における戦前期都市計画との連続性・不連続性 -都市計画の手法と建物再建の背景となった思想・制度に着目して-，日本都市計画学会都市計画論文集No.48-1，pp.94-99，2013。
- (9) 越澤明：復興計画，中央公論新社，2005。
- (10) 秋本福雄，阿部正隆，梶田佳孝：飯沼一省の米欧外遊と地域計画との遭遇，日本都市計画学会都市計画論文集No.44-3，pp.871-876，2009。

参考文献

- 1) 山中町：復興の山中温泉，1935。
- 2) 山中町：山中町史，1959。
- 3) 石川県：石川の土木建築史，1989
- 4) 小松市：小松市制 50 周年記念誌，1991
- 5) 大聖寺地区まちづくり推進協議会：大聖寺町史，2013。
- 6) 越澤明：復興計画，中央公論新社，2005。
- 7) 高橋裕，藤井肇男：近代日本土木人物事典-国土を築いた人々，鹿島出版会，2013。
- 8) 東大土木同窓会：東大土木同窓会・会員名簿
- 9) 根本善春：大島辰次郎追悼録，1939。
- 10) 小栗忠七：土地区画整理の歴史と法制，巖松堂書店，1935。
- 11) 土地区画整理誌編集委員会：土地区画整理のあゆみ，日本土地区画整理協会，1996。
- 12) 土木学会図書館デジタルアーカイブス：
<http://www.jsce.or.jp/library/page/report.shtml>

(2014. 4. 7受付)